

# 入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

別記 1 のとおり。

## 2 入札等に関する事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、誓約書（別添様式第 1 号）及び入札参加資格確認申請書（別添様式第 2 号）等を別記 3 の契約担当課へ持参又は郵送により令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 5 時 15 分までに提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (2) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、入札日の前日までに書面で通知する。
- (3) 申請書の作成は、入札参加資格確認申請書（別添様式第 2 号）により作成することとし、必要な資格を満たしていない場合又は内容が不明瞭で資格を確認できない場合には入札参加を認めない。
- (4) 申請書の作成にかかる費用は、申請者の負担とし、提出された申請書は返却しない。  
また、申請書について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。応じない申請者の入札は、入札の対象としない。

## 3 入札及び開札

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、契約書（案）（別添 1）、仕様書（別添 2）、会計規則及び契約に関して愛媛県が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記 5 により質問を受け、その質問への回答は、愛媛県ホームページに掲載して行うものとする。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書（別添様式第 3 号）及び委任状（別添様式第 4 号 代理人の場合に必要）を提出しなければならない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札の日時  
別記 2－（1）のとおり。
- (5) 入札書の提出場所  
別記 2－（2）のとおり。

(6) 入札参加資格者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書（別添様式第3号）を使用することができる。

ア 件名

イ 入札金額

ウ 入札参加資格者本人の住所（法人の場合は、主たる事務所又は事業所の所在地。以下同じ。）、氏名（法人の場合は、商号又は名称並びに代表者の職名及び氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(7) 入札参加資格者又はその代理人は、書類の文字及び陰影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

(8) 入札参加資格者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

(9) 入札書は、封入のうえ提出すること。

(10) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

(11) 入札参加資格者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しすることはできない。

(12) 入札参加資格者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(13) 入札金額は、当該業務に要する費用一切の諸経費を含めて見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加資格者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(14) 入札参加資格者又はその代理人は、前金払の有無、部分払の有無、支払等の契約条件を契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

(15) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下、「申請書」という。）を提出した者が、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

(16) 開札の日時及び場所は、別記2のとおり。

(17) 入札参加資格者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。入札参加資格者又はその代理人が、開札の立会を希望しないときは、当該入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(18) 入札会場には、入札参加資格者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員及び（17）の立会職員以外の者は入室することができない。

- (19) 入札参加資格者又はその代理人は、開札開始時刻後においては入札会場に入場できない。
- (20) 入札参加資格者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (21) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させることがある。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (22) 入札参加資格者又はその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札参加資格者の代理人となることはできない。
- (23) 開札をした場合において、入札参加資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加資格者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。
- (24) 入札回数は3回を限度とする。なお、落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書（別添様式第5号）を徴する。

#### 4 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（「入札（契約）保証金について」（別添3）を参照）
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

#### 5 無効の入札書

- 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
  - (2) 件名及び入札金額のない入札書
  - (3) 入札参加資格者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
  - (4) 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加資格者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
  - (5) 件名に重大な誤りのある入札書
  - (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
  - (7) 入札金額を訂正した入札書
  - (8) 納付した入札保証金の額が入札者が見積もる契約金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
  - (9) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札書

- (10) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (11) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額が記載された入札書
- (12) その他、入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

## 6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもつて申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を公表するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 7 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額の 10 分の 1 以上の額とする。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」（別添 3）を参照）
- (2) (1) に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

## 8 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メール（nousan@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」（別添 4）を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から 5 日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

契約書（案）及び添付書類のとおり。

10 入札者に求められる義務

入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた要件について、愛媛県から説明を求められた場合は、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。

11 愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格審査に関する事項

当該資格審査に関する事項の照会先及び当該資格審査申請書の提出先

愛媛県出納局会計課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 電話：089-912-2156

12 その他必要な事項

- (1) 契約を担当する部局の名称及び所在地は、別記3のとおり。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人が、本件業務に関して要した費用については、全て当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。
- (3) 本件業務の仕様及び設計等に関しての照会先は、別記4のとおり。

## 別記

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

愛媛県農林水産研究所高圧受変電設備変圧器修繕業務

#### (2) 業務内容

入札説明書及び仕様書のとおり。

#### (3) 履行期限

令和7年9月5日（金）

#### (4) 履行場所

愛媛県農林水産研究所

（愛媛県松山市上難波甲 311 番地）

#### (5) 入札方法

ア 入札は、紙により行う。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札書の提出場所等

#### (1) 入札の日時

令和7年7月1日（火）午前10時00分

#### (2) 入札の場所

愛媛県庁 第一別館8階農林水産部会議室

#### (3) 入札説明書等の交付方法

3に掲げる場所で交付又は愛媛県ホームページよりダウンロードする。

なお、交付は、令和7年6月13日（金）から令和7年6月27日（金）までの執務時間中（土・日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

#### (4) 開札は、即時開札とする。

##### ※入札当日に必要な物

○入札書（当日配付するものを使用することも可。）

○委任状（代理人が入札に参加する場合。）

○代表者印（代理人が出席する場合は、委任状に押印している代理人の印鑑。）

### 3 契約担当課

農林水産部 農業振興局 農産園芸課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話：089-912-2559

4 仕様及び設計等に関する照会先

愛媛県農林水産研究所 総務課

〒799-2405 愛媛県松山市上難波甲 311 番地

電話：089-993-2020

5 本書等に係る質問及び回答

(1) 受付期間

令和 7 年 6 月 13 日（金）から令和 7 年 6 月 25 日（水）までの執務時間中（土・日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

(2) 受付方法

愛媛県農林水産研究所高圧受変電設備変圧器取替修繕業務に関する質問票（別添様式第 6 号）を持参、郵送、電子メール、ファクシミリで（3）まで提出すること。電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

(3) 提出先

農林水産部 農業振興局 農産園芸課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話：089-912-2559

電子メール：[nousan@pref.ehime.lg.jp](mailto:nousan@pref.ehime.lg.jp)

ファクシミリ：089-912-2564

(4) 質問への回答

受付期間中に受け付けたものについて、質問者が特定されないようにして、令和 7 年 6 月 27 日（金）までに愛媛県ホームページに掲載する。